

ご意見に関する補足資料

平成28年12月14日
国土管理専門委員会

第一次国土形成計画（全国計画）（平成20年7月4日）での記載
第3章 第4節 新しい国土像実現のための戦略的目標

（「国土の国民的経営」に向けた取組の展開）

人口減少、産業構造の変化、担い手不足等にもなつて、国土の管理水準の低下が懸念されている。このため、所有者等による適切な管理を基本としつつ、国等の公的主体の役割とあいまつて、都市住民等の森林づくりや緑地の保全活動、地域住民等による農地・農業水利施設等の保全向上活動、身近な里山や都市内低未利用地、水辺の管理などの直接的な国土管理への参加や、地元農産品や地域材製品の購入、募金や寄付など間接的に国土管理につながる取組などにより、国民一人一人が美しい国土の管理と継承の一翼を担うことを通じ、美しく豊かな国土を国民全体で支え、後世代へと継承していく「国土の国民的経営」を推進する。

他

第四次国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）での記載

1. 国土利用の基本構想

（1）国土利用の基本方針

ウ . . . （中略） . . . 持続可能な国土管理という課題への対応に際しては、長期にわたる内外の潮流変化をも展望しつつ、豊かな生活や活力ある生産が展開される場として、国土の魅力を総合的に向上されるよう努めることが重要である。

（工） . . . （中略） . . . 国や都道府県、市町村による公的な役割の発揮、所有者等による適切な管理に加え、都市住民等の多様な主体による森林づくりや農地の保全管理等直接的な国土管理への参加や、地元農産品の購入や募金等間接的に国土管理につながる取組などにより、国民一人一人が国土管理の一翼を担う動き、すなわち「国土の国民的経営」を促進していく必要がある。

（2）地域類型別の国土利用の基本方向

イ 農山漁村

農山漁村については、生産と生活の場 . . . （中略） . . . 優良農地及び森林を確保し、その整備と利用の高度化を図るとともに、地域住民を含む多様な主体の参画等により国土資源の適切な管理を図る。

○国土の国民的経営については-国土形成計画(1次)、第4次国土利用計画の記載を踏まえ、ガイドブックを作成。

“日本の国土は、森林や農地、住宅地など、人の営みを通じて有効に利用・管理され、また、人も自然と共に暮らしてきました。しかしながら、近年、間伐などが適切に行われていない森林や耕作されない農地、都市内の低未利用地（空き地や空き店舗など）が増加する傾向にあります。今後、人口減少が本格的に始まる中で人間と国土の関わりがさらに希薄になり、これまで人間が適切に働きかけることで形づくられてきた日本の国土の豊かさ、美しさが失われていくおそれがあります。

国土から得られる豊かな恵みを将来の世代へと受け継いでいくためには、土地所有者や公的な主体による努力を基本としながらも、国民一人ひとりが国土に愛着を持ち、直接的・間接的に（※）様々な方法で、美しく豊かな国土の保全・形成に取り組んでいくこと（これを『国土の国民的経営』と呼んでいます。）が大変重要です。”

（※）直接的な取組：植林や間伐、農作業など人が実際に土地を保全、利用する活動

間接的な取組：地元農産品や地域材製品の積極的な購入、活動に対する募金や寄付など

『国土の国民的経営』についてガイドブックを作成-それぞれの地域で環境保全活動などに関わっておられる方々や各地方公共団体の皆様、企業の社会貢献活動に取り組んでおられる方（あるいはこれから取り組んでみたいと考えておられる方）の研修や講演の際などでの活用を期待



「国土の国民的経営」実践ガイドブック第I部
（「自然と未来と共に生きる」知恵と工夫のある暮らし）

【目次】

- 1) 「自然と未来と共に生きる」ライフスタイルって
- 2) 自然を育む人の営みってどうということ
- 3) 自然を育む人の営みが「今」「どうして」必要なの
- 4) 自然を育む人の営みが生み出す「豊かさの連鎖」とは
- 5) さあ「自然と未来と共に生きる」ことをはじめてみよう
- 6) 参考資料



～実際に活動してみたい方～

「国土の国民的経営」実践ガイドブック
（みんなの農山漁村づくり実践編）

【目次】

- 1) 「国土の国民的経営」に取り組む意義とは
- 2) 活動の目的や組織の特性に適した活動を選択しよう
- 3) 「他の活動に参加する」際の留意点・アドバイス
- 4) 「1から活動を創る」際の留意点・アドバイス
- 5) 活動をより有効で持続的なものにするために
- 6) 参考資料

第四次国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）での記載

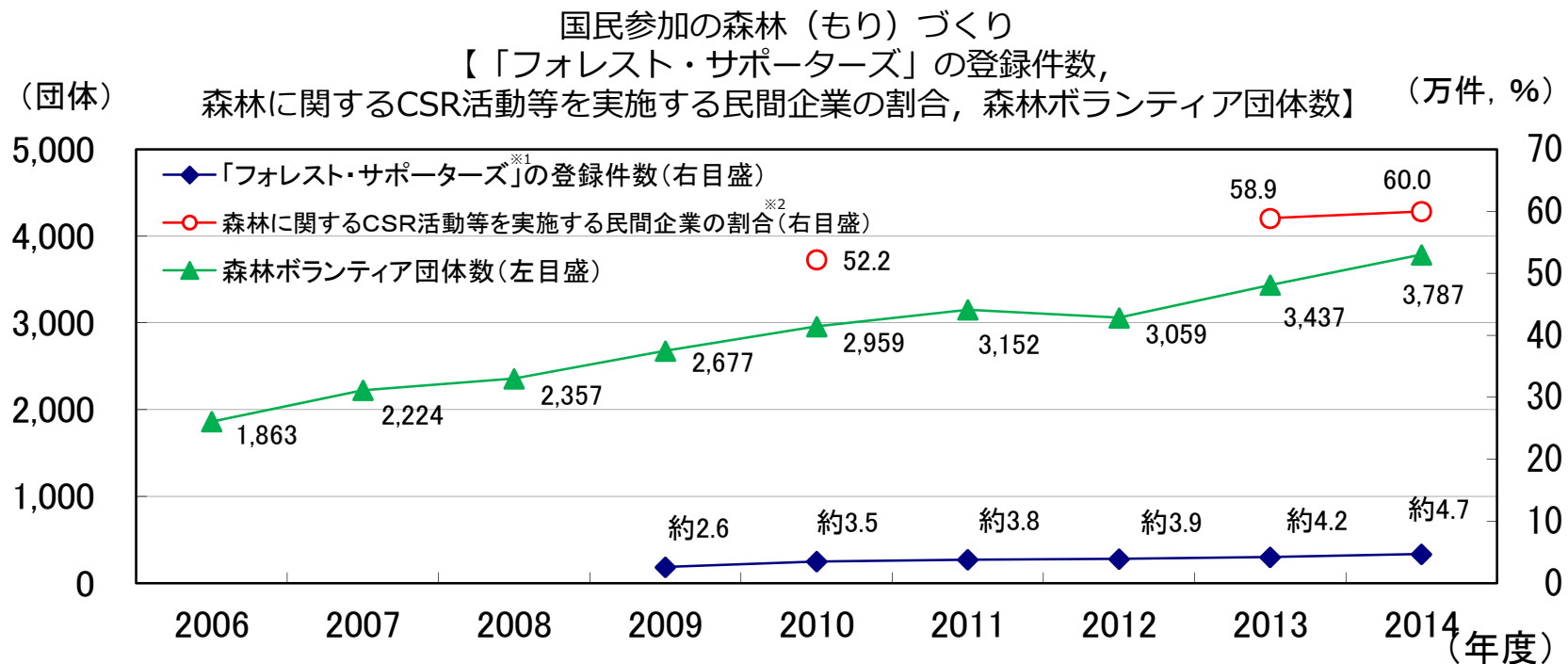
3. 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(4) 国土の保全と安全性の確保

イ 森林の持つ国土の保全と安全性. . . (中略) . . . 林業の担い手の育成等を進めるとともに、森林管理への国民の理解と参加、山村における生活環境の向上を図るなど、森林管理のための基礎条件を整備する。

(8) 国土の国民的経営の推進

国や都道府県、市町村による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森林づくり活動、農地の保全管理活動への参加、地元農産物や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付など、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により国土の適切な管理に参画していく、「国土の国民的経営」の取組を推進する。



出典：農林水産省「実施施策に係る政策評価書」、
林野庁「森林・林業白書」を基に作成

※1 森林づくりのための4つのアクション（「森にふれよう」「木をつかおう」「森をささえよう」「森と暮らそう」）のうち、一つでも実行することを誓うとした個人・団体等が登録
 ※2 2010：連結従業員数3,000名以上等比較的規模の大きい民間企業、回答のあった276社アンケート結果
 2013,2014：CSR活動等に関するアンケート調査を毎年実施している経済団体より聞き取り（経済団体会員（事業者）回答のあった約120社アンケート結果）

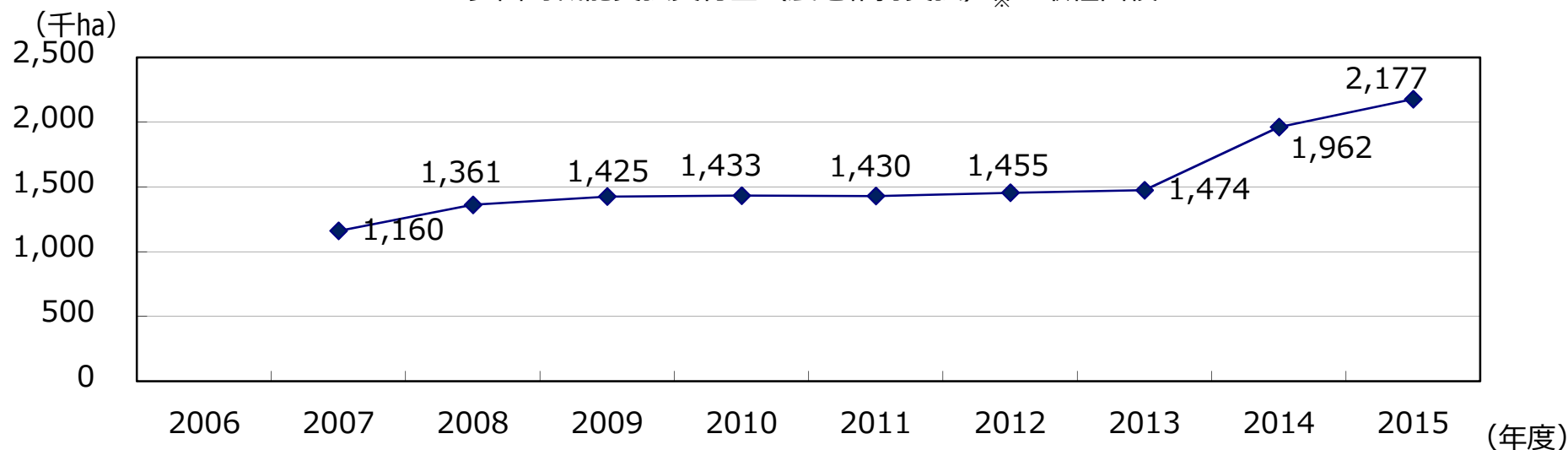
第四次国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）での記載

3. 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

（8）国土の国民的経営の推進

国や都道府県、市町村による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森林づくり活動、農地の保全管理活動への参加、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付など、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により国土の適切な管理に参画していく、「国土の国民的経営」の取組を推進する。

多面的機能支払交付金（農地維持支払）※の取組面積



※2007(H19)～2010(H22)実績は、「農地・水・環境保全向上対策」、
2011(H23)～2013(H25)実績は、「農地・水保全管理支払交付金」に
おける共同活動支援交付金の取組状況を参考として掲載。

出典：農林水産省農村振興局「多面的機能支払交付金の実施状況」を基に作成